

論文

技術情報の開示の可否に関する判断基準

児玉 晴男

1 緒 言

技術情報は、安心・安全な面から、数値等のデータとその解釈や分析等に客観的な判断基準が求められる。その判断基準は、通常時と緊急時で異なるものではない。ところが、とくに緊急性を要する場合、技術情報の客観的な判断基準の所在が不明瞭となることが生じうる。そのような緊急時の技術情報には、知的財産権法で保護される対象を含む。そこでは、知的財産権法との抵触関係から、情報公開制度における技術情報の開示の可否に関するより客観的で合理的な判断基準が改めて求められる。

技術情報に対する判断基準には、情報の理解・解釈および情報の保持者と情報の受け手との間にそれぞれ主観的な要素が入り込むことになる。また、緊急性が求められる技術情報の開示の可否は、行政機関が一元的に管理する対象への静態的な判断ではなく、産官学が有機的に連携して共有する技術情報の対象への動態的な判断が求められる。

東京電力が、「重大事故マニュアル」の開示請求に対して、核物質防護上の守秘義務と知的財産権の保護を理由に十分な開示を行うのを回避しようとしたケースが生じた。また、三菱重工業、IHI、川崎重工業へのサイバー攻撃は、企業秘密だけでなく、国家機密に関する技術情報の漏洩の問題が並存する。それらは、開示される技術情報に関して、情報公開法における不開示情報と知的財産権法の情報財との相互の判断が要請されることを示唆してい

る。すなわち、それらは、法人情報に知的財産制度における特許情報や営業秘密に関連する企業秘密と、国家安全情報の機密性とが判断基準に関連する。

上記から、技術情報の開示の可否に関するより客観的で合理的な判断基準の考究が必要になろう。本稿では、情報公開法の不開示情報の法人情報と国家安全情報に着目して、それらに含まれる技術情報の公開性と秘密性との関係について検討する。そして、その関係に、情報の性質、情報の伝達、情報の履歴という技術情報の動態的な面からの検討を加え、技術情報の開示の可否に関するより客観的で合理的な判断基準について考究する。

2 法人情報に含まれる技術情報

以下では、不開示情報の法人情報に含まれる技術情報がどのような構造を有し、その公開性と秘密性との関連性がどのようにになっているかについて検討する。

2. 1 法人情報に含まれる技術情報の構造

法人情報において、公にすることにより、その法人等またはその個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公開されない。その法人情報には、まず個人情報が含まれることがある。そして、法人情報には、著作物や発明が含まれ、その中には営業秘密が含まれていること⁽¹⁾が想定される。

また、ソフトウェアも対象記録に含まれるかについては議論があるが、情報公開に当たってのソフトウェア等の公開は認めうる。それを拡張解釈すれば、発明であるソフトウェアが、法人情報に含まれることもある。さらに、ソフトウェアはソースコードという営業秘密を内包する。法人情報にソフトウェアが含まれるのであれば、コンピュータ・プログラムの著作物や物の発明としてのコンピュータ・ソフトウェアの中に営業秘密が含まれることにな

(3)
る。

上記の検討から、法人情報に含まれる技術情報は、著作権法、特許法および不正競争防止法によって保護される対象になる。ここに、法人情報は、営業秘密、著作物、発明、そしてソフトウェアの各面を見せる（図1）。

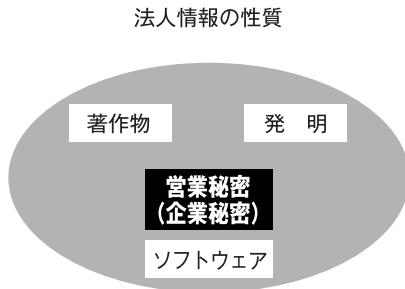


図1 法人情報に含まれる技術情報の知的財産
との関連からの構造

営業秘密は、発明がなされた後に、特許出願の請求項に記載されなければ、発明の一部は営業秘密になる。そして、ソフトウェアが著作物であるとき、そのソースコードは営業秘密とみなされる。知的財産を創作時に遡ってとらえたとき、発明者の権利と著作者の権利は、人格的権利と財産的権利の連携・融合の関係になる。さらに、個人情報が含まれる法人情報が人格的権利と財産的権利の連携・融合した権利として保護されることから、不開示情報も人格的権利と財産的権利との連携・融合した権利の構造が見いだせる（図2）。

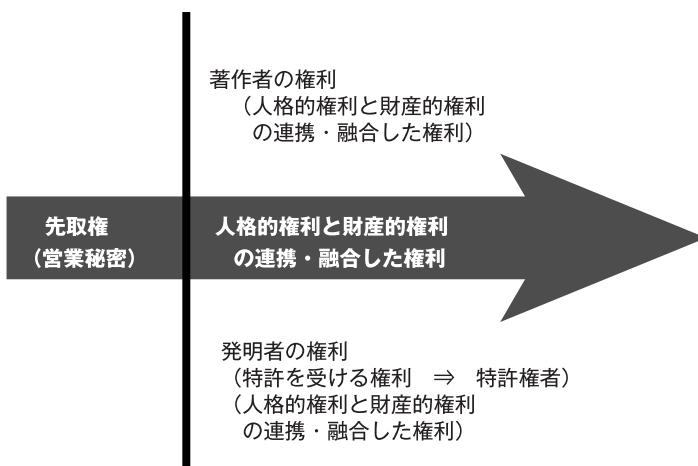


図2 法人情報に含まれる技術情報の権利の構造

2. 2 法人情報に含まれる技術情報の公開性と秘密性

法人情報は、不開示の個人情報が含まれる。法人情報が著作物、発明に関わるものであれば、原則、著作物、発明を公開することによって保護される知的財産権法に関わる。ただし、ソフトウェア（ソースコード）や秘密特許に関わるものは、秘密性と関連する。

そして、それらの中に、営業秘密が含まれる。営業秘密は不正競争防止法において保護される財産的権利である。営業秘密は、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上等の情報であって、公然と知られていないものをいう（不正競争防止法2条6項）。法人情報に含まれる技術情報の秘密性は、不正競争防止法で保護される営業秘密と関連することにより、情報公開法／個人情報保護法と不正競争防止法との抵触の関係になる（図3）。

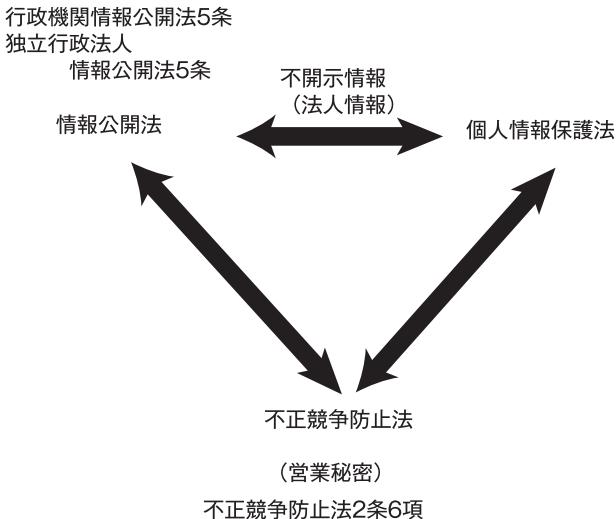


図3 情報公開法／個人情報保護法と不正競争防止法との抵触関係

営業秘密は、秘密管理性、有用性、非公知性を必要とする。秘密管理性の公開性と秘密性との判断基準の関係では、内部告発により、公にされる場合がある。内部告発は、緊急時には安全・安心な面と混乱を助長させる面との両義的になる。

有用性の公開性と秘密性との判断基準の関係では、現在の事業に活用できる情報だけなく、近未来も遠い未来も含む事業に活用できる情報にも有用性が認められうる。しかも、同じ情報でも、試験段階か、製造段階かによって、有用性の有無がかわる場合もありうる。技術情報の判断に緊急性が伴うとき、その条件付き技術情報は、動態的な判断基準が求められる。また、有用性は、競争優位性の源泉となる場合を含め、当該情報が事業活動に使用され、または使用されることによって費用の節約、経営効率の改善等に役立つものであることを意味する。技術情報の開示は、その情報自体の波及効果をみておか

なければならない。さらに、直接に活用されている情報に限らず、潜在的な価値がある場合も含み、いわゆるネガティブ・インフォメーション（失敗の知識・情報）にも有用性は認められる。2011年3月11日に発生した東日本大震災の原子力発電所の事故に関する対応では、ネガティブ・インフォメーションの重要性が増大する。また、有用性の判断としては、公序良俗に反する内容の情報は、その内容が社会正義に反し、秘密として保護されることに正当な利益がある情報とはいえない。すなわち、公序良俗に反する内容の情報は、法的な保護の対象に値しないものとして営業秘密として保護を受けないものと解されている。

非公知性の公開性と秘密性との判断基準の関係では、当該情報が刊行物に記載されていない等、保有者の管理下以外では一般に入手できない状態にあることが必要である。書物、学会発表等から容易に引き出せることが証明できる情報は、公知となる。それらの条件に適合する技術情報であっても、より緊急時にあっては、開示される対象になろう。

東京電力の「重大事故マニュアル」の開示請求のケースの知的財産権の保護を根拠とするものに対しては、公開性が原則の知的財産権法における法人情報に含まれる技術情報の秘密性の可否が判断基準になる。同じく、三菱重工業へのサイバー攻撃のケースは、技術情報の秘密性に対する技術漏洩が問題になる。法人情報に含まれる技術情報の公開性と秘密性は、技術情報の構造とその保護対象の条件によって、全体と部分において一律に判断しうるものではない。したがって、そのより客観的で合理的な判断基準は、法人情報に含まれる技術情報の権利者的人格的権利と財産的権利の保護およびそれらの権利の制限について比較衡量する必要があろう。

3 不開示情報の国家安全情報の公開性と秘密性

東京電力の「重大事故マニュアル」のケースにおける核物質防護上の守秘

義務と三菱重工業へのサイバー攻撃の問題は、防衛上の技術情報、すなわち国家安全情報の機密性と関係する。以下では、不開示情報の国家安全情報の公開性と秘密性について検討する。

技術流失に関しては、技術ライセンスや技術援助にまつわる技術の流出、海外生産の開始・拡大とともに技術流出、製造に必要な部品や材料に化体された技術流出、製造に必要な機械や設備に化体された技術流出、製造に必要な図面やノウハウの流出を通じた技術流出、ヒトを通じた技術流出がある。⁽⁴⁾ その技術流出のパターンがインターネットを介して行われるのが、ハッカーによる不法な漏洩やウィキリークスによる内部告発等による漏洩といわれるものになる。それは、秘密性または機密性のある技術情報が不特定多数の情報の受け手にとって開示される関係になる。

情報公開制度、すなわち行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下、行政機関情報公開法と略称する。）と独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下、独立行政法人等情報公開法と略称する。）では、それぞれ、行政文書と法人文書の開示を義務づけている。その中の不開示情報の国家安全情報に含まれる技術情報の公開性と秘密性について、以下で検討する。

3. 1 不開示情報の国家安全情報の公開性

以下では、不開示情報の国家安全情報に含まれる技術情報の公開性について検討する。

3. 1. 1 行政文書の公開性

行政機関情報公開法は、行政文書を開示する義務を規定する（行政機関情報公開法1条）。行政機関情報公開法は、行政文書の開示を請求する権利について定め、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うすることをうたっている。あわせて、

行政機関情報公開法は、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録であって、その行政機関の職員が組織的に用いるもので、その行政機関が保有しているものをいう（行政機関情報公開法 2 条 2 項）。この開示される情報には、広く公開されている文書は改めて情報公開する必要性はなく、または公文書館等で特別の管理がされているものは情報公開制度とは別な判断基準に基づくものであるので除かれる。それら開示に関する制約は、行政文書の公開性の観点と差異はない。

行政文書の開示の義務に関しては、行政機関の長による開示請求があったときは、開示請求者に対して、不開示情報を除いて、その行政文書を開示しなければならない（行政機関情報公開法 5 条）。そして、その不開示情報であっても、一定の条件のもとに、開示されるものがある。開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合は、不開示情報が記録されている部分を除いて部分開示（Partial Disclosure）される（同法 6 条 1 項）。さらに、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、その行政文書は公益上の理由により裁量的に開示される（同法 7 条）。

3. 1. 2 法人文書の公開性

独立行政法人等情報公開法は、法人文書を開示する義務を規定する（独立行政法人等情報公開法 1 条）。独立行政法人等情報公開法は、行政機関情報公開法の行政文書に換えて法人文書の開示を請求する権利および独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定め、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図ることを規定する。そして、独立行政法人等情報公開法は、独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務を果たすことを目的とする。

法人文書とは、独立行政法人等の役員または職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録であり、その独立行政法人等の役員または職員が組織的に用いるもので、その独立行政法人等が保有しているものをいう（独立行政法人等情報公開法 2 条 2 項）。なお、行政文書と同様に、すでに公にされた情報、そして特別の管理における資料および独立行政法人等の業務と政令で規定される業務意外と区分されるものは除かれる。それら開示に関する制約は、法人文書の公開性の観点と差異はない。

法人文書の開示義務に関しては、独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、不開示情報を除き、その法人文書を開示しなければならない（独立行政法人等情報公開法 5 条）。行政文書と同様に、その不開示情報であっても、一定の条件のもとに開示されるものがあり、そして部分開示（同法 6 条 1 項）と公益上の理由による裁量的な開示（同法 7 条）もなされる。

3. 1. 3 不開示情報の国家安全情報の公開性の判断基準の対象

行政文書または法人文書に含まれる技術情報は、開示される。ただし、その中には、不開示情報が含まれる。行政機関の長または独立行政法人等は、開示請求に係る行政文書または法人文書に含まれる技術情報の一部に不開示情報が記録されている場合は、不開示情報が記録されている部分を除いて部分開示される。しかも、不開示情報であっても、公益上特に必要があると認められるときは、その行政文書と法人文書は、公益上の理由によって裁量的に開示されることがある。

それは、行政文書や法人文書に含まれる技術情報は、開示情報と不開示情報とが単純に二分されるものではなく、条件によって、開示される情報の中に不開示情報が含まれ、逆に不開示情報の中には開示しうる情報を含むことになる（図 4）。

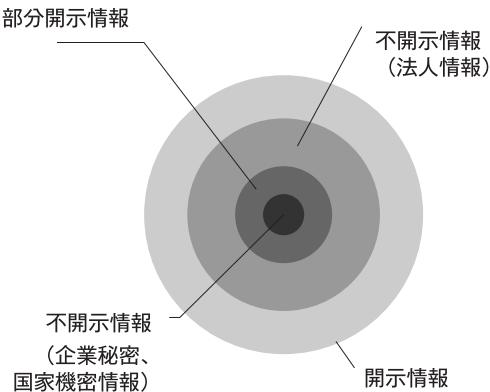


図4 開示情報と不開示情報の入れ子構造

上記から、その開示の判断基準として、不開示情報であっても公益上の理由による場合は裁量的に開示されることになる。そして、技術情報の公開性の判断基準の対象は、不開示情報の個人情報と法人情報で明記される「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められること」という公益上の観点にある。その観点は開示のもたらす利益と不利益との比較衡量になり、それが技術情報の公開性の判断基準のエースになる。

3. 2 国家安全情報の秘密性

行政機関情報公開法と独立行政法人等情報公開法では、それぞれ、行政文書と法人文書の開示を義務づける中で、不開示情報を規定し、その中に国家安全情報が含まれる。それらは、機密性あるいは秘密性のある情報になる。ここで、機密とは、政治、国家などに関する極めて大切な秘密のことである。基本的には、秘密は公的または私的な隠し事の全般をいうが、機密は公的な隠し事に限られるとされる。

3. 2. 1 行政文書の秘密性

行政文書に不開示情報が含まれるとき、その不開示情報の国家安全情報は、

- ①公にすることにより、国の安全が害されるおそれがある情報
- ②他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれのある情報
- ③他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報

になる（行政機関情報公開法5条3号）。

3. 2. 2 法人文書の秘密性

法人文書に不開示情報が含まれるとき、その不開示情報の性質に秘密性を有するものがある。国の機関、独立行政法人等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、その事務または事業の性質上、その事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものになる（独立行政法人等情報公開法5条4号）。その不開示情報とは、行政文書と同様の国家安全情報が含まれる。国家安全情報に含まれる技術情報については、情報の性質からいえば、法人情報が含まれ、それらにはさらに個人情報も含まれることになる。

3. 2. 3 国家安全情報の秘密性の判断基準

行政文書における国家安全情報に関しては、行政機関の長が認めることにつき十分の理由があるとされる技術情報に秘密性があるとされる。法人文書における国家安全情報については、独立行政法人等の裁量を認める規定にはなっていない。行政文書と法人文書で異なる対応は、高度に政策的判断が必要な不開示情報に関する決定の責任の所在の面からの違いによる。⁽⁵⁾ただし、それは、情報自体の秘密性からは、別な判断がなされることも生じる。ただし、法人文書の行政運営情報に国家安全情報が含まれるとき、行政文書とは異なり、行政機関の長が認めることにつき十分の理由があるとの文言はない。すなわち、行政文書における国家安全情報、治安維持情報以外は、技術情報自体の秘密性について、法的な判断が下されることになる。それは、国家安

全情報は、情報自体の秘密性というよりも、一定の期間という時間的な制約付の秘密性という面を有している。

不開示情報の構造は、法人情報に個人情報が含まれ、国家安全情報に治安維持情報、審議・検討情報、行政運営情報が含まれ、治安維持情報、審議・検討情報、行政運営情報が含まれた国家安全情報に個人情報が含まれた法人情報が含まれることが想定できる。そして、その不開示情報は、国家機密情報として、また技術情報としての対象になる。なお、その中に、不開示情報の法人情報が含まれ、その法人情報は、情報公開制度の枠外では、企業秘密の性質をもつ（図5）。

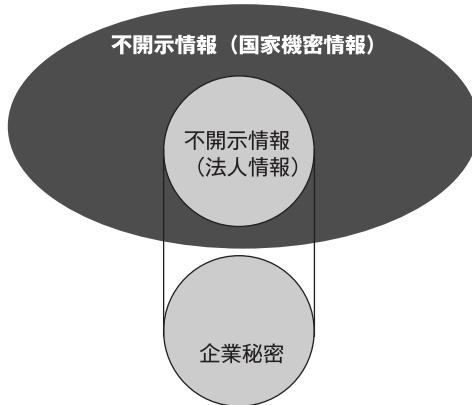


図5 技術情報における国家機密情報と法人情報
および企業秘密との関係

また、組織的なハッカー攻撃の対象が個人情報から国家機密情報や企業秘密に移行している中で、技術情報の漏えいの対応は、国家機密保護か知的財産権保護かで報告義務が異なる。ここに、技術情報の性質と、その公開性と秘密性の関係が明らかにされなければならない要因がある。

4 技術情報の公開性と秘密性との相関

上記の不開示情報としての法人情報と国家安全情報のいずれにしても、技術情報の数値などのデータや分析結果等自体の判断と、そのデータや分析結果等が伝達し派生していくことに伴うデータや分析結果等の解釈も比較衡量することが、技術情報の秘密性の判断基準の対象になる。技術情報の公開性の法的な判断は、公益上の観点の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められること」から、技術情報の公開の有無における情報の保持者と情報の受け手の相互の利益の比較衡量により法的な判断がなされることになる。

技術情報の秘密性の判断基準は、行政機関の長が技術情報を不利益や支障を生じるおそれがあることに十分の理由があると認めたとき、技術情報を公にすることによる不利益や支障を生じるおそれがあると認めるものが対象になる。法人情報の性質の検討で明らかになったことは、法人情報が不開示情報とされているのは、営業秘密の秘密管理性により、技術情報の開示の判断基準は、科学的にも、法的にも、それは比較衡量すべき対象に同時性がないことである。

ところで、法人情報の公開性と秘密性との関係は、次の事例に見ることができる。それは、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて製造業の事業者が経済産業局長に提出した報告書に記載された工場単位の各種の燃料等および電気の使用量等に関する数値情報が不開示情報の法人情報に当たる（行政機関情報公開法 5 条 2 号イ）とされた事例である。⁽⁶⁾ この事件は、「人の生命、健康、生活または財産の保護」と「法人等またはその個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」、すなわち「公共性」と「法人情報における人格的利益と財産的利益の保護の蓋然性」との対応関係になる。その「公共性」は、法人情報における人格的利益と財産的利益の制約になる。

ところで、国家安全情報に含まれる技術情報の公開性と秘密性とが交錯する関係は、法人情報と同様に、情報公開法とは別の知的財産権法の中にある。原則、公開される産業財産権法の技術情報の中に、非公開を前提条件とする秘密特許がある。⁽⁷⁾ アメリカでは出願後に国家が国防に関する技術と認定した場合、秘密特許となり出願自体も秘匿とされる。これは、国防に関する技術情報との観点から非公開となる。

情報公開制度における開示情報と不開示情報の関係は、技術情報の公開性と秘密性との相関についての検討を必要としよう。それら公開性と秘密性との相関における判断は、技術情報自体とそれが伝達され派生していく過程で、技術情報の内容の変質も含むものが対象となる。それは、技術情報の開示の判断基準には、絶対評価と相対評価が共存することになる。

4. 1 技術情報の性質

情報の語源は、敵の「情状の報知」という意味をもつフランス語の“renseignement”の訳語であり、その情報が information の英語訳として定着するうえで、情報理論 (information theory) の導入が契機になっている⁽⁸⁾という。また、情報という概念は、DNA (Deoxyribonucleic Acid : デオキシリボ核酸) の発見によって、物質・エネルギーと同列に、情報という概念が客観的対象として自然の中に存在するものと認識されたという。また、情報 (information) は、伝達することを含むことから、情報通信 (information and communication) と同義である。そのような経緯をもつ「情報」という和製漢語は、中国では「信息」と表記される。情報を技術情報に限定したとしても、「情報」の記号表現 (signifiant) と記号内容 (signifié) が一体となった記号 (signe) および「信息」の漢字の意味を考慮すると、漢字文化圏においても解釈が異なっていよう。⁽⁹⁾ そのためには、情報 (information) の性質について、従来の視点と別な視点から検討を加える必要がある。

技術情報の公開性と秘密性の相関に関する判断は、公開性と秘密性とが対称な関係にはなっているとはいえない。その不確定な状態にあるものを明確にするためには、技術情報自体のとらえ方と技術情報が伝達され派生していく過程における情報の変質の検討が必要となる。

4. 1. 1 情報のとらえ方—情報の重ね合わせ—

情報公開制度の不開示情報の中の技術情報においては、その公開性と秘密性との判断がそれぞれ二者択一の確定的な関係を呈するものにみられるものである。ところが、より緊急性をもつ状況においては、必ずしも、二者択一の確定的にとらえられない場合が生じる。それらには、それらの状態の重ね合わせされた関係、すなわち確率的な関係が見いだせる。

技術情報の確率的な関係のとらえ方は、情報が量子情報 (quantum information)⁽¹²⁾ とよばれるものになる。すなわち、情報の本質的な理解の仕方が従来の二者択一の確定的な関係から理解する古典的情報のとらえ方と異なる。⁽¹³⁾ それらの情報は、別な世界のとらえ方である。量子情報は、任意の情報の複製を作ることができない。そして、情報を一度観測したら、その量子情報は破壊されてしまう。量子情報は重ね合わせの状態と表現されるため、あたかも情報量が増加するよう見えてしまうが情報量としては全く同じである。これは、量子情報を観測すると、古典的情報に収束するためであるとされる。

ところで、東日本大震災は、地震発生に起因する。ここで、予防的な観点では、2011年10月15日の日本地震学会秋季大会の特別シンポジウム「地震学の今を問う」でマグニチュード9.0という巨大地震の予知の適格性が議論されている。地震は確率的な事象であり、その巨大地震の発生周期の予知は予測可能な精度とはいえない面を有し、しかもその誤差は日常の生活との整合性があるものではない。地震発生にエルゴード性 (ergodicity) が認められるとしても、地震の周期と予知精度（誤差）は、重ね合わせの関係になる。

上記のような情報公開制度が想定しない震災等の非常事態による秘密性

のある技術情報の開示と不開示の判断は、相補性 (complementarity) を有する。情報の重ね合わせのとらえ方は、このような状況における超法規的または政策的な判断も想定した判断基準になろう。

4. 1. 2 情報の伝達によって想定されるとらえ方—情報の非対称性—
情報自体には、公開性と秘密性が本来備わっているとはいえないものを含む。情報の保持者が認識し理解する情報と情報が伝達していったときの情報の受け手が認識し理解する情報には差異が生じる。それは、情報の非対称性 (⁽¹⁶⁾asymmetric information) とよばれるものである。

その経済学のモデルは、取引が開始される前に存在する情報の非対称性であるのか、取引が開始された後に存在する情報の非対称性であるのかによって区別される。⁽¹⁷⁾取引開始前における情報の非対称性は、買い手が知らない情報を売り手が知っているという点から、このような情報は「隠された情報」とよばれている。他方、取引開始後における情報の非対称性というのは、完全には明らかではないという意味で、たとえば保険に加入した人の行動は「隠された行動」とよばれている。

情報の非対称性を「隠された情報」と「隠された行動」に区別する理由は、引き起こされる問題の性質が異なるためである。経済学の世界では一般に、「隠された情報」は市場において逆選抜の原因になり、「隠された行動」はモラル・ハザードを引き起こすことになる。

4. 1. 3 情報の履歴

情報が開示され、その情報の性質が不变のまま伝達する限りでは、情報の中身だけの検討になる。しかし、情報が伝達し変質していく状態が見られるならば、情報の履歴が見える化される必要がある。それらは、行政文書と法人文書に散見することもありうる。情報の履歴の観点は、情報の重ね合わせと情報の非対称性とを含み、情報を動態的にとらえられる環境を用意し、情報の開示の判断基準に対して柔軟性をもたせておくことになる。

法と倫理は、本来、分けて考えなければならないが、上記のような技術情報の開示と非開示に関しては、倫理・モラルが必要とされる事態も生じうる。そのとき、その開示と不開示にあたって、それに対する責任、すなわちハードローティカルな基準による恣意的な判断によるよりも、ソフトロー的な倫理的な基準も加味した方がより緊急性のある災害等の対応において適切な判断が下せることであろう。

4. 2 技術情報の公開性と秘密性との相関に関する判断基準の対象

技術情報の公開性の判断基準は、二者択一の判断では説明し切れない面がある。そして、それは、技術情報の法的な判断の秘密性にも見られる。その判断基準は、技術情報の重ね合わせと技術情報の非対称性の観点に求められる。技術情報の重ね合わせの観点からの公開性と秘密性の判断基準は、技術情報の確定的な内容に基づくものとともに、確率的な内容に基づくものの付加が考えられる。

技術情報の非対称性の観点からの公開性と秘密性が交錯する判断基準は、二つ考えられる。第一は、シグナリング（signaling）とよばれる情報優位者（情報の保持者）が技術情報の評価に関する情報（シグナル）を情報劣位者（情報の受け手）に間接、直接に提示し、情報の格差を縮小することになる。第二は、スクリーニング（screening）とよばれるもので、情報劣位者（情報の受け手）が、情報優位者（情報の保持者）にいくつかの案を示し、その選択を通して情報を開示させるものになる。伝統的な三権分立の組織と機能とは別な行政事象に臨機応変に対応する監視機構として、オンブズマンの活用が考えられる。情報の開示請求にあたって、オンブズマン制度の活用による情報の保持者と情報の受け手との情報の非対称性を改善するナビゲータが必要となろう。⁽¹⁸⁾

5 結 語

国家安全情報は、個人情報を内包した法人情報と関連する。そこに、人格的権利の保護と制限および財産的権利の保護と制限とのそれぞれ四つの対応関係は、技術情報の公開性と秘密性との相関に関する双方の利益の比較衡量するときの判断基準の要素になる（図6）。技術情報の公開性と秘密性との相関に関する判断基準は、技術情報の性質と権利の関係を統一的に説明できる四つの対応関係のモデル化が必要である。その観点から、技術情報の秘密（機密）の有無における情報の保持者と情報の受け手の相互の利益の比較衡量によるより客観的で合理的な判断がなされることになろう。

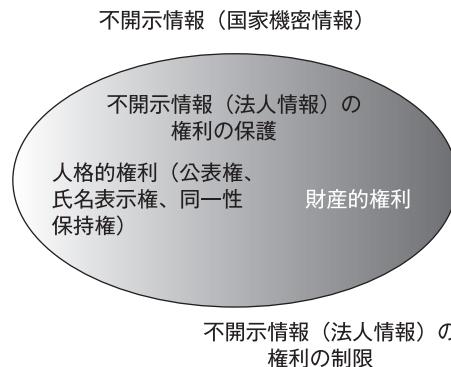


図6 不開示情報の法人情報と国家機密情報の公開性と秘密性との判断基準の対象となる権利の関係

技術情報は、事実に関する情報というとらえ方がある。しかし、技術情報は、数値等のデータとその解釈や分析等は科学理論による。ここで、その科学理論は、仮説に基づくものであり、時代の経過とともに修正され淘汰することもある。また、事実に関する情報は政策に関する情報と一体不可分な場合もある。そこで、技術情報の重ね合わせと技術情報の非対称性、技術情報の履歴という観点による技術情報の公開性と秘密性の判断基準は、従来の二面的

など考え方の中間的な視座を必要とする。

なお、不開示情報は電子情報だけを対象にするものではない。電子化された機密性の高い不開示情報のハッカーによる不法な漏洩やウィキリークスによる内部告発等によって公表される場合、そして、それら技術情報が独り歩きして風評に変質する。そのことに対しても、「隠された情報」と「隠された行動」、すなわち不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある技術情報についての対応が必要になる。

- (1) 三宅弘「情報公開制度における企業情報の保護とその限界」企業法学2巻299-313頁（商事法務研究会、1993）。
- (2) 宇賀克也『情報公開の理論と実務』107-108頁（有斐閣、2005）。
- (3) 児玉晴男「ソフトウェアのソースコードの開示に関する課題」知識財産研究4巻4号124-143頁（韓国知識財産研究院、2009）。
- (4) <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/030314guide-line2.pdf#search> (2012/1/23アクセス)
- (5) 宇賀・前掲注(2) 133頁。
- (6) 最判平成23.10.14平成20(行ヒ) 67。名古屋高判平19.11.15平成18(行コ) 34。名古屋高判平19.11.15平成18(行コ) 34。名古屋地判平18.10.05平成17(行ウ) 37、44。
- (7) アメリカやイギリス、フランス、ドイツなどでは、国家の安全保障にかかわる技術を非公開とする秘密特許制が導入されている。たとえば韓国政府は、国防上必要である場合は、外国への特許出願を禁止し、または秘密として取り扱うべきことを命ずることができる（韓国特許法41条1項）。
- (8) 小野厚夫「45周年記念特別寄稿：情報という言葉を尋ねて（1）」情報処理46巻4号347-351頁（2005）。
- (9) 竹内啓『科学技術・地球システム・人間』3頁（岩波書店、2001）。
- (10) 技術情報は、データの基準とその分析にかかるのもの、コード化されたもの、発明等に知識化されたもの等、データ、情報、知識と高度化する経緯の中でとらえられる科学的知識を構成するものを指す。
- (11) 中国では、信息は公開性、情報は秘密性に対応する。
- (12) 量子情報は、0と1の二値(bit:ビット)だけでなく、それらの状態の重ね

合わせの状態（qubit：量子ビット）も含む。

- (13) 一般的に、量子情報でないものは古典的情報とよばれ区別される。古典的情報は、理論計算機科学において、0と1の二値（ビット：bit）によって表現される。
- (14) http://www.zisin.jp/pdf/Oct15_symposium.pdf (2012/1/23アクセス)
- (15) Niels Henrik David Bohr（山本義隆編訳）「因果性と相補性」『ニールス・ボア論文集〈1〉因果性と相補性』121-137頁（岩波書店、1999）。
- (16) 情報の非対称性は、市場における各取引主体が保有する情報に差があるとき、その不均等な情報構造のことをいう。
- (17) Akerlof, G., The market for lemons: quality uncertainty and the market mechanism, *Quarterly Journal of Economics* 84 (3), 488-500 (1970).
- (18) 園部逸夫=枝根茂『オンブズマン法〔新版〕』234頁（弘文堂、1997）。